

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会主催  
令和3年度 第2回 兵庫県院内がん登録実務者ミーティング 議事録

日 時：令和4年2月9日（木）14時～16時

場 所：オンライン（ZOOM）会議

出席者：67名（内訳：医療機関40施設66名、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課1名）

当番病院（司会）：近畿中央病院

1. 開 会

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会副部会長 山口真理子（兵庫県立がんセンター 診療情報管理室主査）

2. 挨拶

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会副部会長 安東正子（姫路赤十字病院 がん診療連携課がん登録係長）

3. 兵庫県がん診療連携協議会ホームページ公表案について

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会副部会長 山口真理子（兵庫県立がんセンター 診療情報管理室主査）

(1) 協議会ホームページへの「2019年症例がん登録施設別治療別集計」公表スケジュール説明

(2) 各施設別、部位別登録数および3大がん種別治療別登録数の公表にあたって

各医療機関のがん登録数、治療数の公表案が出され、本ミーティング内にて承認を得る。

2月17日の県幹事会で報告し承認後、今年度末までに公表予定である。

(3) 各施設の治療集計数10件以下公表値について

今年度より、国立がん研究センターのホームページ上で10件以下公表値を閲覧できるようになった（※全国集計届出を行った施設限定、閲覧は自施設の数値に限る）。閲覧方法は、国立がん研究センターからのメールで確認いただきたい。

(4) 院内がん登録生存率集計の動きについて

・国立がん研究センターによる予後調査支援は2015年症例で終了する。

2016年症例以降の予後情報については、全国がん登録情報還元申請が必要となる。

・がん登録推進法第20条に基づき全国がん登録から還元された予後情報の取扱いについて、医療機関は同法第30条から第34条に基づき適切な管理、利用が求められる。各施設は、院内がん登録運用マニュアル（国立がん研究センター発行）に則り院内のセキュリティーポリシーや運用管理規程を整え、申請様式に盛り込む必要がある。

4. 全国がん登録の予後情報還元申請方法、必要な院内整備や院内がん登録規程について

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班 野津 章子

(1) 予後情報提供までの流れ、具体的な申請方法は、配布資料「全国がん登録情報の病院等への提供について」を参照する。

(2) 申請書類は兵庫県ホームページ（健康医療福祉→医療→がん対策→全国がん登録）からダウンロード出来る。申請に係る関係資料も同ページに掲載しているため確認いただきたい。また、申請書については記入例に則り以下のルールで記載する。

・様式第2-2号、様式第2-3号は、院内にて決裁後、院長名にて申請する。

・様式第2-2号別紙「2利用者の範囲」の利用者名と様式第2-3号別紙の利用者名に相違がないよう記載する。

・様式第2-2号別紙「6利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法」については、各施設で実施しているセキュリティーを踏まえた措置を抜粋して記載し、その根拠となる運用管理規程やマニュアルを添付する。物理的、技術的の項目に近づけるよう可能な限り院内の環境を整えていただきたい。

5. 質疑応答

当番病院（近畿中央病院）より質問し、実際に全国がん登録の予後情報還元を受けた姫路赤十字病院と県立がんセンターが回答した。

以上